

- ① 市道(通称:けやき通り) 不動丘交差点 ~ 各務原市役所前交差点 <u>選定理由</u>
  - ・沿線に、中学校・公園・駅・ スーパー・市役所等があり、人、 自転車、車両の通行が多く、電車 到着時には歩道に歩行者・自転車 が溢れることもあり、危険である
  - ・自転車関連<u>事故が多発</u> (H30~R4の5年間計4件)
- ② 市道(通称:いちょう通り) 東島池北交差点 ~ 保健所前交差点 ➤ 選定理由
  - ・沿線にスーパー、中学校、大学 等があり、駅にも近い路線で車両 の通行も多い
  - ・自転車関連<u>事故が多発</u> (H30~R4の5年間計18件)
- ③ 県道205号 長森各務原線 東島町3交差点 ~ 瑞穂町2交差点 ▶選定理由
  - ・沿線にスーパー、中学校等が あり、車両の通行も多い
  - ・自転車関連<u>事故が多発</u> (H30~R4の5年間計15件)

- ①~④の路線で、よく見られる 自転車利用者の違反形態
- ➤ 交差点での左右の安全不確認
- ➤ 指定場所での一時不停止
- ➤ 右側通行

- ④ 市道 (通称:那加メインロード) 三柿野町交差点
  - ~ 各務原市役所前交差点

## >選定理由

NOI

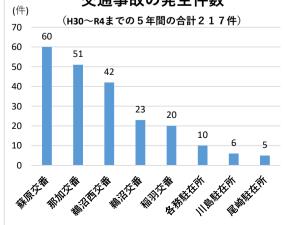
- ・市内中心部を通る路線で、朝夕 の通勤時間帯に自転車が多い
- ・地域住民から取締り要望もあり
- ・自転車関連事故が多発

(H30~R4の5年間計5件)

警察では、自転車運転者の 危険な運転行為に対し、指導警 告を行うとともに、悪質・危険 な交通違反に対しては 検挙措置を講ずるなど、 厳正に対処しています。



交番別自転車が関係する 交通事故の発生件数



<u>自転車は「車両」に区分される乗り物です!</u> <u>以下に掲げる基本的なルールを遵守し、自転</u> <u>車の安全な利用をお願いします。</u>

『岐阜県の自転車安全利用5つの約束』

- 1 歩道は、歩行者優先!
- 2 交差点では必ず安全確認!
- 3 暗くなったらライトと反射材!
- 4 二人乗り・並進の禁止!
- 5 「ながら運転」の禁止!